

株主提案に対する当社 取締役会意見の補足説明

 京阪神ビルディング株式会社

2026年5月13日

証券コード：8818

株主提案：特定の株主からの自己株式取得の件

提案株主は本議案について、当社株式を保有する企業による当社株式の保有を解消し、当社のコーポレート・ガバナンスの改善を企図するものであると主張しています。

▶ 当社取締役会は本議案に反対しております

☑ 法の趣旨にそぐわない

一部の株主を排除するために自己株式取得の通知を強制する手法は会社法第160条の趣旨にそぐわない

☑ 「売らせない圧力」は存在しない

当社が「売らせない圧力」をかけている事実は存在せず、当社株式の売却は各株主様において決定することが適切

☑ 企業価値向上を妨げる

総額486億円の自己株式取得を行った場合、収益構造転換のための成長投資や当社方針に基づく株主還元の実施は困難となる

■ 特定の株主からの自己株式取得の件

▶ 提案の内容

- 取得する株式の種類：普通株式 23,941,125株
- 交付する金銭等：本総会の開催日前日の株式の最終価格に、取得する株式の数を乗じた金額
- 株式を取得することができる期間：本総会終結の日から2027年5月31日まで
- 取得する相手方：株主33社

■ ご参考：対象株主様の内訳

区分	社数	株式数	議決権 保有割合
上場	20社	8,817,629 株	18.5%
非上場（上場親会社あり）	8社	6,943,426 株	14.6%
非上場（上場親会社なし）	5社	8,102,170 株	17.0%
合計	33社	23,863,225 株 [*]	50.0%

* 本議案の取得株式数（23,941,125株）と一致しない

☑ 本議案が会社法第160条の趣旨にそぐわないものであること

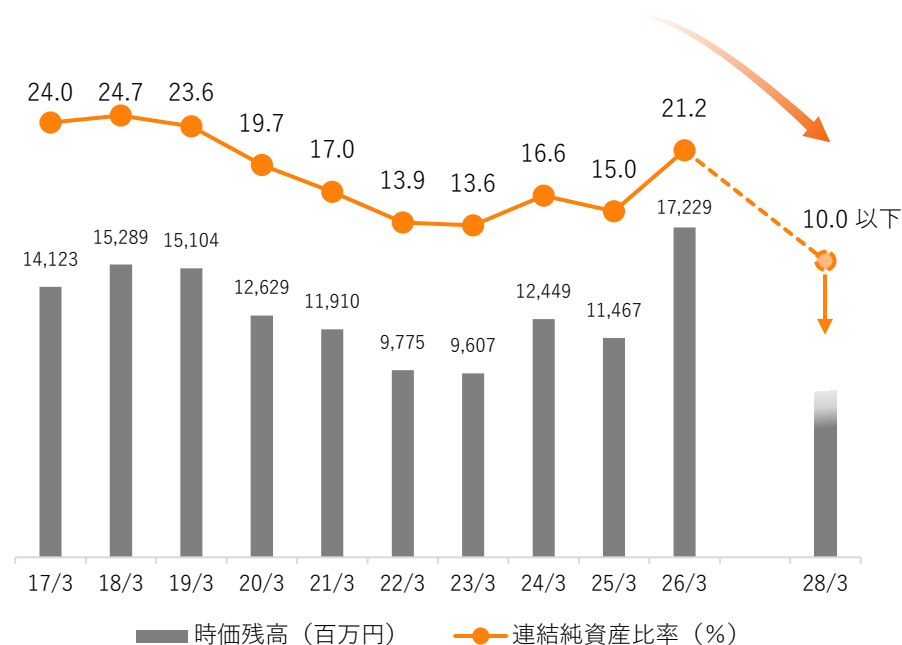
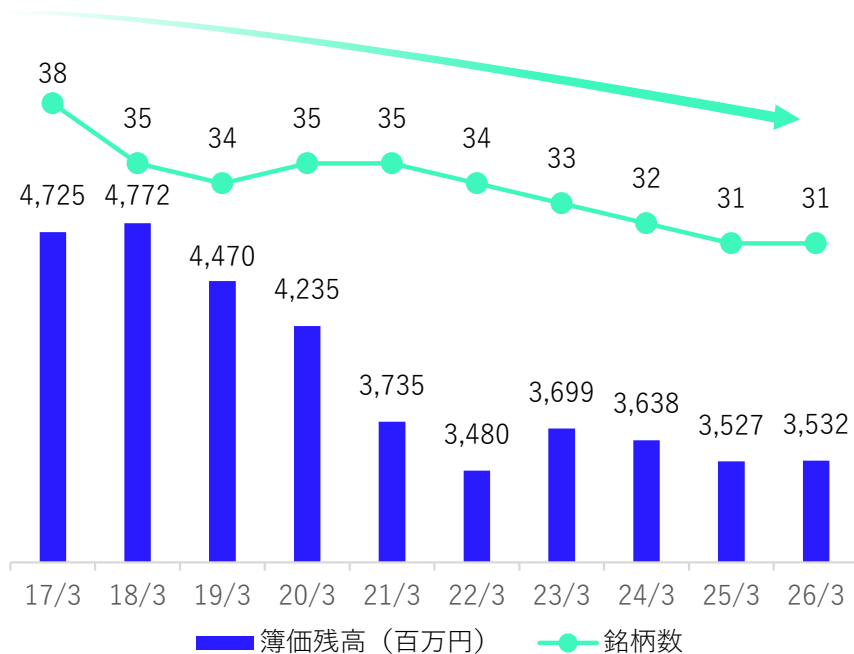
- 会社法第160条は、発行会社が特定の株主からの自己株式取得を行うことを意図して、当該株主に対してのみ自己株式取得のための通知を行う場合に、株主総会の特別決議による承認を要求する規定
- ▶ 提案株主が、一部の株主を発行会社の株主から排除するために発行会社に自己株式取得のための通知を行うよう強制するといった手法は、会社法第160条の趣旨にそぐわない

☑ 当社が、当社の株主様に対して「売らせない圧力」をかけている事実は存在せず、各株主様における当社株式の取扱いは、株式を保有する各株主様において決定すべき事項であること

- 提案株主は、当社が各対象株主様に対し「売らせない圧力」をかけている旨主張
- ▶ 当社は、コーポレートガバナンス・コードの補充原則1－4①に従い、政策保有株主から売却等の意向が示された場合には、当該株主の意向を尊重しており、売却等を妨げるような行為は一切行っていない
- 本議案が承認可決された場合、対象株主様は短期間で本議案に基づく通知に応じた売却をするか否かを検討せざるを得ないこととなる
- ▶ 各対象株主様の当社株式の売却の要否、売却する場合の方法・時期・株式数等については、対象株主様が決定することが適切

ご参考：当社が保有する政策保有株式

- ▶ 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式保有は行わない方針
- ▶ 政策保有株式の連結純資産に対する割合を2028年3月期までに10%以下に縮減する目標を設定
- ▶ 目標の達成に向け政策保有株式の売却を継続
(足元の株価上昇を受け、連結純資産比率は上昇)



☑ 本議案に基づく自己株式の取得を実行した場合、当社の長期経営計画の実現による企業価値向上及び株主還元の実現による株主利益の拡大の妨げとなること

- 本議案は、総額にして最大約486億円*の自己株式の取得を要求するもの

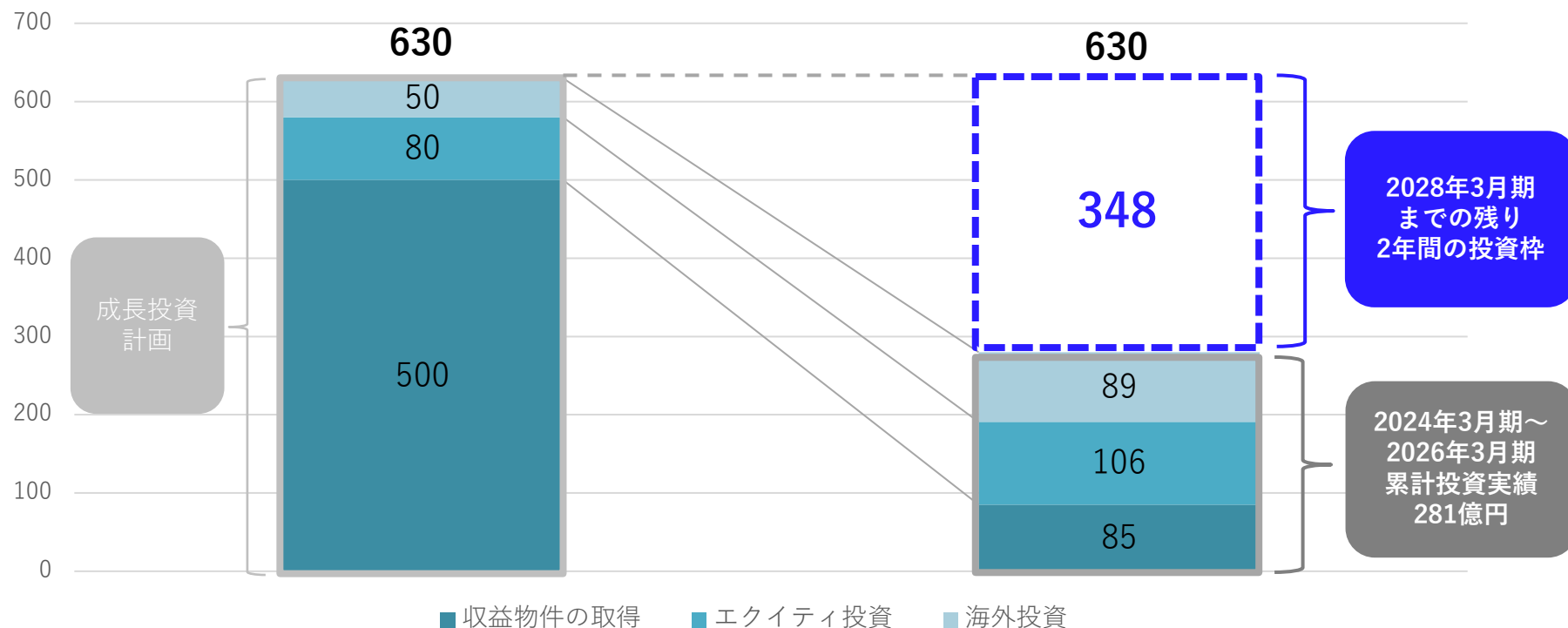
*2026年5月12日のプライム市場における当社株式の終値に基づき算定

- ▶ 長期経営計画フェーズIで予定している2028年3月期までの残り2年間の成長投資枠の約139%に相当する自己株式の取得を行った場合、ポートフォリオの拡充と新たな収益モデルの創出に向けた各種施策の実行は困難となる
- ▶ 本議案に基づく自己株式取得のすべて又は大部分が実行される場合には、当社の財務基盤に多大な悪影響を与えるおそれがある
- ▶ 仮に本議案が承認された場合、2026年5月13日付「株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び配当方針の変更と配当予想、並びに株主優待制度の新設に関するお知らせ」で公表した3年間に亘る累進増配の実行が困難となる可能性あり

- ▶ **ストック事業とフロー事業のバランスのとれた収益構造への転換を目指し、フェーズⅠの5年間で約630億円の成長投資を計画**
(2028年3月期までの2年間で残り348億円の投資枠)

■フェーズⅠにおける成長投資（新規事業）の計画

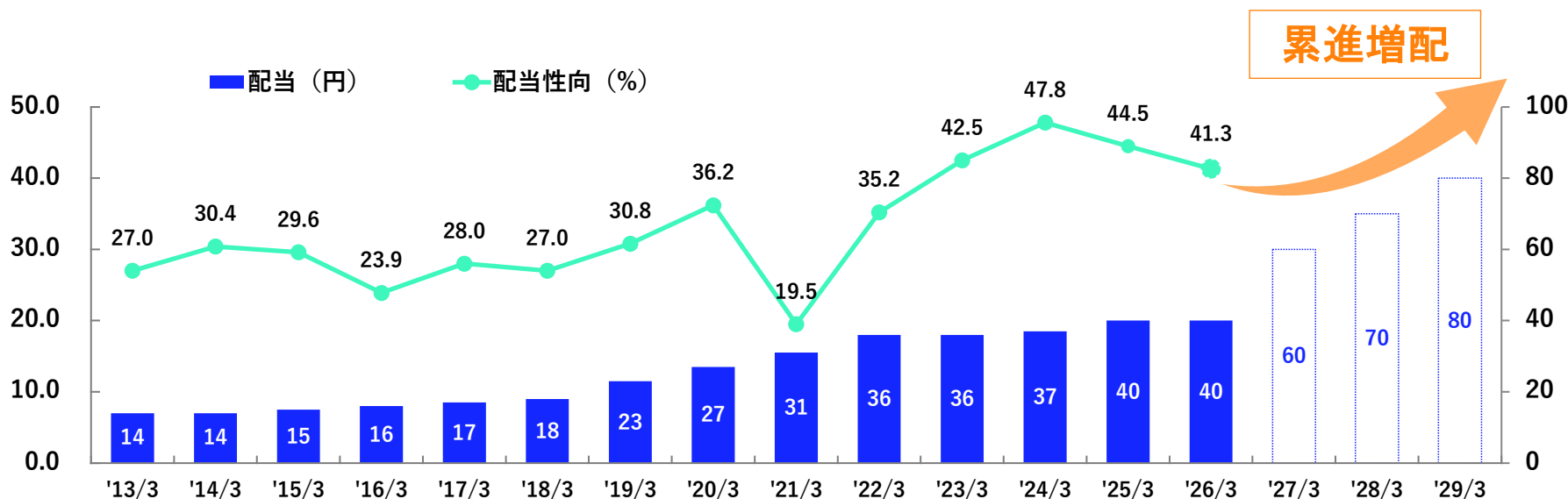
単位：億円



ご参考：株主還元方針・実績

- ▶ 長期経営計画では、配当性向目標を45%程度とし、1株当たり利益成長を通じた安定配当と増配を含めた累進配当を方針としている
- ▶ 新規事業の立ち上げ・収益化に向けて取り組みを進めた結果、フェーズⅠ最終年度（2028年3月期）の業績指標達成の見通しが立ったため、2027年3月期～2029年3月期の配当を累進増配とした

■ 配当実績・予定



※ 2027年3月期以降の数値は、2026年7月1日付株式分割実施前ベースで記載

■ 当初の提案は、

- ・ 自己株式取得期間を「本総会終結の日から2028年3月31日まで」と設定

▶ 自己株式の取得期間を最大1年間に限定する会社法第156条第1項に違反

※当社からの指摘を受け、「本総会終結の日から2027年5月31日まで」に訂正

- ・ 自己株式を取得する相手方を「35社」に設定*

▶ 既に株式を売却済の第三者を含める内容

※当社からの指摘を受け、売却済の2社を除外し「33社」に訂正

■ 本議案の対象株式は「23,941,125株」と設定*

▶ 対象株主33社の保有する当社株式数の総計23,863,225株を超過

* 当社は、株主提案の提出期限前に、提案株主からの請求に基づき、株主名簿（2026年3月末時点）の閲覧請求に応じている

提案の理由	当社見解
政策保有株主の存在が規律低下を招いているおそれがあること	<ul style="list-style-type: none">▶ 経営陣は当社長期経営計画の推進による企業価値向上に努めている▶ 社外取締役が過半数を占める取締役会が業務執行を監督している
政策保有株主が当社株式を売却していないこと	<ul style="list-style-type: none">▶ 2020年3月期以降当社株式を売却した社数は1社と主張しているが、当社では5社確認しており、政策保有株主の株式売却は進捗している
政策保有株主に対する「売らせない圧力」の存在が指摘されていること	<ul style="list-style-type: none">▶ 提案者の主張は金融庁レビューを引用した一般論であり、当社は「売らせない圧力」をかけておらず、当社にはあてはまらない
当社が「売らせない圧力」をかけていると懸念されること	<ul style="list-style-type: none">▶ 当社が「売らせない圧力」をかけている事実は存在しない▶ 懸念があるとする提案者の主張は、根拠を欠いている
本議案は「売らせない圧力」または「売却を躊躇する要因」を解消した政策保有株主に対する売却の呼びかけであること	<ul style="list-style-type: none">▶ 可決された場合には、対象株主様は短期間で本議案に基づく通知に応じた売却をするか否かを検討せざるを得なくなり不適切
財源規制への抵触はなく、財務健全性も保たれること	<ul style="list-style-type: none">▶ 仮に本議案に基づく自己株式取得のすべて又は大部分が実行される場合には、当社の財務基盤に多大な悪影響を与える
本議案は株主価値向上に資すること	<ul style="list-style-type: none">▶ 最大486億円の自己株式取得は長期経営計画の成長投資枠の139%に相当、各種施策の実現は困難となり、企業価値向上を妨げる

本資料は、株式会社ストラテジックキャピタルらにより提案された株主提案に対する当社取締役会意見をご説明するための参考資料です。当社取締役会意見については、2026年5月13日公表の「株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご参照ください。

本資料に記載された情報は、公開情報を含め当社が信頼できると判断した情報源から入手しておりますが、当社は、その正確性、完全性、適切性、網羅性等について何ら保証するものではありません。

本資料には、当社に関連する見通しその他の将来に関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、将来の事象や動向に関する現時点での仮定に基づくものですので、当該仮定に基づく見通しなどが結果的に正しくなるという保証はありません。様々な要因により、実際の結果が本資料の記載と異なる可能性があります。

本資料は、いかなる有価証券の取得の申込みの勧誘、売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものでも、これらの勧誘行為を行うためのものでもなく、いかなる契約、義務の根拠となり得るものでもありません。